

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月29日

【四半期会計期間】 第39期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社 みちのく銀行

【英訳名】 THE MICHINOKU BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 杉本 康雄

【本店の所在の場所】 青森県青森市勝田一丁目3番1号

【電話番号】 (017)774局1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 岩岡 高德

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号
株式会社 みちのく銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3661局8011番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 小田中 和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社みちのく銀行東京支店
(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	26,474	23,421	23,013	47,620	44,008
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	266	1,780	1,923	20,993	3,792
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	1,007	948	1,488		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				27,089	2,491
連結純資産額	百万円	66,391	73,064	66,437	46,715	74,162
連結総資産額	百万円	1,853,761	1,886,031	1,920,567	1,825,806	1,866,183
1株当たり純資産額	円	408.63	314.92	321.84	270.46	321.85
1株当たり中間純利益 金額(は1株当たり 中間純損失金額)	円	7.03	6.64	10.43		
1株当たり当期純利益金 額(は1株当たり当期 純損失金額)	円				189.28	16.29
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円		6.62	6.02		
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円					12.94
自己資本比率	%	3.1	3.4	3.4	2.1	3.5
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.05	11.61	12.40	8.76	11.95
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,270	74,454	17,732	20,122	34,665
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	23,114	90,625	24,514	34,430	53,657
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,824	19,325	2,134	5,002	19,053
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	37,382	39,797	32,052	36,655	36,716
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,563 [938]	1,579 [875]	1,532 [911]	1,538 [931]	1,504 [884]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、平成20年度以前は、潜在株式が存在しないため潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額は記載しておりません。
- 3 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき作成しております。
当行は、国内基準を採用しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2 四半期連結会計期間における平均雇員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第37期中	第38期中	第39期中	第37期	第38期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	25,760	21,916	22,450	46,139	42,619
経常利益 (は経常損失)	百万円	213	1,421	1,560	21,213	3,014
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	1,136	793	1,131		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				26,870	2,042
資本金	百万円	24,167	34,167	34,167	24,167	34,167
発行済株式総数	千株	普通株式 150,895	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000
純資産額	百万円	58,888	65,733	66,020	39,539	66,537
総資産額	百万円	1,859,679	1,889,141	1,923,739	1,828,940	1,869,074
預金残高	百万円	1,738,916	1,742,688	1,761,872	1,722,091	1,745,210
貸出金残高	百万円	1,259,583	1,244,636	1,238,344	1,259,003	1,242,176
有価証券残高	百万円	395,915	469,175	412,519	367,393	431,684
1株当たり配当額	円	普通株式 0.00	普通株式 0.00 A種優先株式 0.00	普通株式 0.00 A種優先株式 0.00	普通株式 3.00	普通株式 3.000 A種優先株式 4.109
自己資本比率	%	3.2	3.5	3.4	2.2	3.6
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.07	11.71	12.47	8.86	11.99
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,276 [770]	1,320 [742]	1,343 [813]	1,259 [766]	1,289 [748]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は国内基準を採用しております。

4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当行は平成22年7月1日に連結子会社株式会社みちのくサービスセンターを吸収合併しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,532 [911]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員5人を含み、嘱託685人及び臨時従業員226人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,343 [813]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員5人を含み、嘱託670人及び臨時従業員178人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。また、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生しておりません。

なお、当該事項は四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

世界経済は、失業率が高水準であるなど引き続き深刻な状況にありますが、景気刺激策の効果もあって、景気は緩やかに回復し、先行きについても緩やかな回復が見込まれております。しかし、景気回復のペースは地域によってばらつきが見られるなかにおいて、中国・インドの内需拡大を中心とするアジア経済が景気回復を先導しております。一方では、信用収縮、高い失業率が継続することなどによる景気回復の停滞が懸念されております。

この間、わが国の経済は、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気は持ち直し、自立的回復に向けた動きもみられるものの、このところ環境の厳しさは増しつつあります。しかし、海外景気の下振れ懸念や円高ドル安、株価の変動などといった懸念材料により、景気がさらに下押しされるリスクが存在していることも事実であり、また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念も依然残っております。

一方、当行の主要営業基盤である青森県経済は、厳しい状況が続く中ではありますが、企業倒産の件数、負債総額ともに前年に比べ減少傾向であること、有効求人倍率は幾分プラス基調であること、薄型テレビや一部白物家電の売れ行きが堅調であることなど、持ち直しの動きもみられております。この間、企業の景況感も改善してきているものの、先行きは依然として不透明な状況にあります。

そのような状況下において、本年12月4日には、いよいよ東北新幹線が全線開業します。依然として環境が厳しいなかではありますが、このビッグチャンスを最大限活用していくことで、観光業、農林水産業等を中心に、今後、地域経済の活性化が大いに見込まれております。

このような環境のもと、第2四半期連結会計期間の経常収益は前年同期比2億78百万円減少して103億10百万円、経常利益は与信費用等の減少により前年同期比4億64百万円増加して9億66百万円、また、特別利益として優先出資証券の買入消却差益4億74百万円を計上したこと等により、四半期純利益は前年同期比7億54百万円増加して8億49百万円となりました。

なお、第2四半期累計連結会計期間（中間期）の業績は次のとおりとなっております。

経常収益は、資金運用収益の減少等により、前年同期比4億8百万円減少して230億13百万円となりました。

一方、経常費用は、地元経済は未だ厳しい環境下にあるものの、取引先への経営改善支援活動に取り組んできたことにより与信費用が減少したこと等により前年同期比5億50百万円減少して210億90百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比1億43百万円増加して19億23百万円となりました。また、特別利益として優先出資証券の買入消却差益4億74百万円を計上したこと等により、中間純利益は前年同期比5億40百万円増加して14億88百万円となりました。

預金残高は、法人預金が増加したことを中心として前連結会計年度末比158億円増加して1兆7,542億円となりました。

貸出金残高は、地元経済の停滞を背景に資金需要の伸び悩みから、前連結会計年度末比41億円減少して1兆2,399億円となりました。

有価証券残高は、円高の進行と株価の低迷が続く中、適切なリスクコントロールを意識しつつ国債を中心とした安定的な運用を行った結果、保有債券の償還・売却等を主因に、前連結会計年度末比192億円減少して4,100億円となりました。

国内・国際別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は7,140百万円、役務取引等収支は666百万円、その他業務収支は398百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は7,123百万円、役務取引等収支は773百万円、その他業務収支は438百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は67百万円、役務取引等収支は2百万円、その他業務収支は40百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	6,643	64		6,708
	当第2四半期連結会計期間	7,123	67	50	7,140
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	7,769	155	97	7,827
	当第2四半期連結会計期間	7,960	84	71	7,973
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	1,125	91	97	1,119
	当第2四半期連結会計期間	837	17	21	832
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	763	4	145	621
	当第2四半期連結会計期間	773	2	109	666
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,779	6	296	1,489
	当第2四半期連結会計期間	1,665	5	149	1,520
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,016	2	150	868
	当第2四半期連結会計期間	891	2	39	854
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	330	9		340
	当第2四半期連結会計期間	438	40		398
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	352	9		363
	当第2四半期連結会計期間	692	40		732
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	22			22
	当第2四半期連結会計期間	1,130	0		1,130

- (注) 1 国内業務部門は当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)の円建取引であり、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外に本店を有する子会社(以下「海外連結子会社」という。)の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は金銭の信託見合費用(前第2四半期連結会計期間10百万円、当第2四半期連結会計期間8百万円)を控除して表示しております。
- 3 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は1,520百万円となりました。このうち、国内業務部門の役務取引等収益は1,665百万円、国際業務部門の役務取引等収益は5百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の役務取引等費用は854百万円となりました。このうち、国内業務部門の役務取引等費用は891百万円、国際業務部門の役務取引等費用は2百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,779	6	296	1,489
	当第2四半期連結会計期間	1,665	5	149	1,520
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	288			288
	当第2四半期連結会計期間	285			285
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	460	5	0	466
	当第2四半期連結会計期間	448	5	0	453
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	0			0
	当第2四半期連結会計期間	4			4
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	221			221
	当第2四半期連結会計期間	212			212
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	6			6
	当第2四半期連結会計期間	6			6
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	235		87	148
	当第2四半期連結会計期間	250	0	100	149
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,016	2	150	868
	当第2四半期連結会計期間	891	2	39	854
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	89	2		92
	当第2四半期連結会計期間	89	2		92

(注) 1 国内業務部門とは当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	1,740,447	2,240	6,483	1,736,204
	平成22年9月30日	1,758,476	3,395	7,671	1,754,201
うち流動性預金	平成21年9月30日	758,807		872	757,934
	平成22年9月30日	774,641		704	773,936
うち定期性預金	平成21年9月30日	967,569		5,600	961,969
	平成22年9月30日	970,447		6,200	964,247
うちその他	平成21年9月30日	14,070	2,240	10	16,300
	平成22年9月30日	13,387	3,395	766	16,016
譲渡性預金	平成21年9月30日				
	平成22年9月30日				
総合計	平成21年9月30日	1,740,447	2,240	6,483	1,736,204
	平成22年9月30日	1,758,476	3,395	7,671	1,754,201

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
- 2 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。
- 3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 4 定期性預金 = 定期預金

国内・国際別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,245,004	100.00	1,238,907	100.00
製造業	69,891	5.61	70,621	5.70
農業、林業	16,451	1.32	15,793	1.27
漁業	980	0.07	968	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	961	0.07	877	0.07
建設業	59,267	4.76	58,484	4.72
電気・ガス・熱供給・水道業	25,575	2.05	22,613	1.82
情報通信業	5,041	0.40	6,985	0.56
運輸業、郵便業	31,961	2.56	29,545	2.38
卸売業、小売業	120,938	9.71	116,798	9.42
金融業、保険業	89,652	7.20	60,950	4.91
不動産業、物品賃貸業	150,768	12.10	150,218	12.12
学術研究・専門・技術サービス業	1,886	0.15	2,212	0.17
宿泊業	8,919	0.71	10,566	0.85
飲食業	9,063	0.72	8,918	0.71
生活関連サービス業・娯楽業	6,494	0.52	6,261	0.50
教育・学習支援業	6,976	0.56	9,537	0.76
医療・福祉	74,902	6.01	72,950	5.88
その他のサービス	44,093	3.54	42,392	3.42
地方公共団体	142,313	11.43	178,623	14.41
その他	378,863	30.43	373,587	30.15
国際業務部門	1,726	100.00	1,079	100.00
政府等				
金融機関				
その他	1,726	100.00	1,079	100.00
合計	1,246,730		1,239,986	

(注) 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、預貸金を中心とする営業活動においては前年同期比136億円収入減少の371億円の支出、投資活動においては有価証券の取得等により前年同期比242億円収入増加の310億円の収入となりました。また、財務活動においては優先出資証券の買入消却及び劣後特約付社債の発行等により前年同期比170億円収入減少の27億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比47億円減少して320億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

事業上及び財務上の対処すべき課題の認識について、重要な変更はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	15,627	15,021	606
経費(除く臨時処理分)	11,960	12,195	235
人件費	5,412	5,772	360
物件費	5,855	5,792	63
税金	692	630	62
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,666	2,826	840
一般貸倒引当金繰入額	857	1,188	331
業務純益	4,524	4,015	509
うち債券関係損益	40	130	170
臨時損益	3,103	2,454	649
株式関係損益	266	399	665
不良債権処理損失	2,621	1,875	746
貸出金償却	2	0	2
個別貸倒引当金繰入額	2,551	1,827	724
偶発損失引当金繰入額	67	47	20
その他臨時損益	748	179	569
経常利益	1,421	1,560	139
特別損益	49	26	75
うち固定資産処分損益	37	6	43
うち連結子会社合併差益		128	128
うち資産除去債務に係る損失		225	225
税引前中間純利益	1,470	1,534	64
法人税、住民税及び事業税	19	20	1
法人税等調整額	657	381	276
法人税等合計	676	402	274
中間純利益	793	1,131	338

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却 + 金融派生商品損益(債券関係)

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.98	1.76	0.22
(イ)貸出金利回	2.22	2.13	0.09
(ロ)有価証券利回	1.65	1.13	0.52
(2) 資金調達原価	1.63	1.56	0.07
(イ)預金等利回	0.22	0.15	0.07
(ロ)外部負債利回	0.77	1.78	1.01
(3) 総資金利鞘	-	0.35	0.15

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	13.89	8.50	5.39
業務純益ベース	17.14	12.08	5.06
中間純利益ベース	3.00	3.40	0.40

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,742,688	1,761,872	19,184
預金(平残)	1,724,475	1,743,352	18,877
貸出金(未残)	1,244,636	1,238,344	6,292
貸出金(平残)	1,232,956	1,210,928	22,028

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,350,465	1,359,855	9,390
法人	308,128	318,249	10,121
公金	74,596	74,448	148
金融機関	9,497	9,318	179
合計	1,742,688	1,761,872	19,184

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	396,469	391,612	4,857
住宅ローン残高	336,749	333,449	3,300
その他ローン残高	59,719	58,163	1,556

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	841,752	838,922	2,830
総貸出金残高	百万円	1,244,636	1,238,344	6,292
中小企業等貸出金比率	/ %	67.63	67.74	0.11
中小企業等貸出先件数	件	131,361	127,757	3,604
総貸出先件数	件	131,622	128,022	3,600
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.80	99.79	0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状			1	4
保証	1,655	12,506	1,448	11,184
計	1,655	12,506	1,449	11,189

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。
連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	34,167	34,167
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	29,774	29,772
	利益剰余金	2,164	4,637
	自己株式()	2,666	2,699
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	62	3
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		13
	連結子法人等の少数株主持分	8,062	503
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	8,000	500
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 ()		
計 (A)	71,440	66,392	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	8,000	500	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	538	511
	一般貸倒引当金	5,035	4,960
	負債性資本調達手段等	17,000	27,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	17,000	27,000
	計	22,574	32,471
うち自己資本への算入額 (B)	22,574	32,471	
控除項目	控除項目(注4) (C)	429	408
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	93,585	98,455
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	729,343	722,796
	オフ・バランス取引等項目	12,914	11,112
	信用リスク・アセットの額 (E)	742,258	733,908
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	63,480	59,763
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,078	4,781
	計 (E) + (F) (H)	805,738	793,671
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		11.61	12.40
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		8.86	8.36

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	34,167	34,167
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	19,167	19,167
	その他資本剰余金	10,606	10,604
	利益準備金	85	204
	その他利益剰余金	2,834	4,883
	その他	8,062	503
	自己株式()	2,666	2,699
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	62	3
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		13
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 ()		
	計 (A)	72,196	66,842
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	8,000	500	
うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	8,000	500	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	538	511
	一般貸倒引当金	5,032	4,954
	負債性資本調達手段等	17,000	27,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	17,000	27,000
	計	22,571	
うち自己資本への算入額 (B)	22,571	32,465	
控除項目	控除項目(注4) (C)	417	408
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	94,350	98,899
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	732,982	725,674
	オフ・バランス取引等項目	12,914	11,112
	信用リスク・アセットの額 (E)	745,897	736,786
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	59,257	55,883
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,740	4,470
	計((E) + (F)) (H)	805,154	792,670
単体自己資本比率（国内基準） = D / H × 100(%)		11.71	12.47
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		8.96	8.43

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(*) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主な性質は次のとおりであります。

発行体	Michinoku Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成30年1月の配当支払日以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部（一部は不可）を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間（平成30年の配当支払日まで）は固定配当。ただし、平成30年1月の配当支払日以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	80億円（1口あたり10,000,000円） なお、平成22年7月13日に発行総額のうち75億円を買入消却し、発行残高は5億円となっております。
発行日	平成19年9月26日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成20年1月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とし、直後の営業日が翌月となる場合には直前の営業日とする。
配当停止事由	以下の強制停止事由が発生した場合、配当支払日における配当は支払われず任意停止事由が発生した場合、当行は配当を停止することができる。 (1) 以下のいずれかの強制停止事由 ・ 当行につき、清算手続(会社法に基づく特別清算手続を含む。)が開始された場合、当行に対して破産手続開始の決定がなされた場合、若しくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合(清算事由) ・ 当行につき、会社更生法に基づく更生手続の開始決定、若しくは民事再生法に基づく再生手続の開始決定がなされた場合(更生事由) ・ 当行につき、債務を弁済期において弁済する能力がない場合、若しくは債務超過である場合(支払不能事由) ・ 監督当局が、当行が支払不能若しくは債務超過の状態にあること、若しくは当行を管理の対象とすることを宣言した場合(公的介入) (2) 以下のいずれかの任意停止事由 ・ 銀行関連規制にしたがって計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が最低水準を下回っており、かつかかる状態が継続している場合(監督事由) ・ 当行が直近に終了した事業年度について普通株式に対する配当を行わず、かつ行わないことを宣言した場合、また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配可能額制限の適用がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	ある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する。 但し、いずれの配当支払日においても、当該配当支払日に関して、強制停止事由が生じておらず、かつ有効な停止通知が交付されていないことを条件とする。
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	181	239
危険債権	386	239
要管理債権	9	35
正常債権	12,055	12,041

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
A種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	150,895,263	150,895,263	東京証券取引所 市場第一部	(注)1
A種優先株式	40,000,000	40,000,000	非上場	(注)2
計	190,895,263	190,895,263		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(単元株式数1,000株)であります。

2. 無議決権株式(単元株式数1,000株)であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第42条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げ

る。)とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

$$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 0.95\%$$

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第43条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成29年4月1日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記 による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行

の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八.(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

- 八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。

- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効

な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

() 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 において、上記(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成22年6月24日の取締役会において決議されたもの。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	312(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	312,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月10日～平成47年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174円 資本組入額 87円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 1,000株

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

- (1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
- (2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。
- (3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役(非常勤取締役を除く)及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、1個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。
- (3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換または株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月30日		190,895		34,167		19,167

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	40,000	20.95
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,102	6.33
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,685	2.97
みちのくリース株式会社	青森県青森市橋本一丁目4番10号	3,936	2.06
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,757	1.96
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,627	1.90
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,175	1.66
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,791	1.46
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,504	1.31
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	2,417	1.26
計		79,995	41.90

- (注) 1 所有株式数は、千株未満を切捨てて表示しております。
2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。
3 大株主は、平成22年9月30日現在の株主名簿に基づくものであります。
4 当行は、自己株式8,235千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.31%）を保有しておりますが、上記記載には含めておりません。
5 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該株式の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4） 12,102千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 5,685千株

所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,102	8.58
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,685	4.03
みちのくリース株式会社	青森県青森市橋本一丁目4番10号	3,936	2.79
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,757	2.66
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,627	2.57
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,175	2.25
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,791	1.98
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,504	1.77
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	2,417	1.71
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,000	1.41
計		41,994	29.79

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,235,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,928,000	140,928	同上
単元未満株式	普通株式 1,732,263		(注)2
発行済株式総数	190,895,263		
総株主の議決権		140,928	

(注)1 A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式853株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	8,235,000		8,235,000	4.31
計		8,235,000		8,235,000	4.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	196	190	194	193	181	188
最低(円)	180	172	172	170	163	170

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて取締役・監査役の異動はありません。

なお、平成22年10月1日付で、下記のとおり取締役を兼務しない執行役員2名があらたに選任されました。

氏名	地位及び担当
小笠原 金一	執行役員八戸営業部長
高嶋 賢治	執行役員本店営業部長

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	50,353	33,521	47,207
コールローン及び買入手形	63,491	114,833	101,703
買入金銭債権	7,058	7,159	7,543
商品有価証券	198	190	178
金銭の信託	19,906	20,048	19,995
有価証券	1, 8, 14 466,754	1, 8, 14 410,088	1, 8, 14 429,248
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,246,730	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,239,986	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,244,005
外国為替	6 534	6 1,059	6 986
その他資産	8 24,592	8 84,596	8 5,449
有形固定資産	10, 11 13,726	10, 11 13,233	10, 11 13,381
無形固定資産	1,647	2,378	2,123
繰延税金資産	12,247	12,679	12,336
支払承諾見返	12,506	11,189	11,947
貸倒引当金	33,716	30,397	29,923
資産の部合計	1,886,031	1,920,567	1,866,183
負債の部			
預金	8 1,736,204	8 1,754,201	8 1,738,484
借入金	12 6,000	12 2,000	12 2,000
外国為替	116	4	19
社債	13 15,000	13 25,000	13 15,000
その他負債	29,995	49,391	11,359
賞与引当金	924	925	900
退職給付引当金	10,160	9,411	10,013
役員退職慰労引当金	244	-	280
睡眠預金払戻損失引当金	540	673	743
偶発損失引当金	326	276	314
利息返還損失引当金	69	75	106
繰延税金負債	-	130	-
再評価に係る繰延税金負債	10 877	10 851	10 851
支払承諾	12,506	11,189	11,947
負債の部合計	1,812,967	1,854,129	1,792,021
純資産の部			
資本金	34,167	34,167	34,167
資本剰余金	29,774	29,772	29,773
利益剰余金	2,164	4,637	3,745
自己株式	2,666	2,699	2,695
株主資本合計	63,440	65,878	64,991
その他有価証券評価差額金	1,481	233	1,020
繰延ヘッジ損益	251	483	205
土地再評価差額金	10 319	10 284	10 280
評価・換算差額等合計	1,549	34	1,095
新株予約権	-	13	-
少数株主持分	8,073	510	8,075
純資産の部合計	73,064	66,437	74,162
負債及び純資産の部合計	1,886,031	1,920,567	1,866,183

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	23,421	23,013	44,008
資金運用収益	17,778	16,196	33,681
(うち貸出金利息)	13,900	13,094	27,399
(うち有価証券利息配当金)	3,778	3,016	6,100
役務取引等収益	2,924	3,044	5,837
その他業務収益	407	3,553	1,943
その他経常収益	2,310	220	2,547
経常費用	21,640	21,090	40,216
資金調達費用	2,382	1,719	4,058
(うち預金利息)	1,932	1,338	3,552
役務取引等費用	1,740	1,696	3,481
その他業務費用	319	3,544	1,262
営業経費	12,924	12,657	25,967
その他経常費用	4,273	1,473	5,445
経常利益	1,780	1,923	3,792
特別利益	87	567	233
固定資産処分益	0	28	12
償却債権取立益	87	63	221
負ののれん発生益	-	474	-
特別損失	37	247	182
固定資産処分損	37	21	112
減損損失	2	2	2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	225	-
税金等調整前中間純利益	1,830	2,243	3,843
法人税、住民税及び事業税	45	147	172
法人税等調整額	661	504	828
法人税等合計	706	652	1,000
少数株主損益調整前中間純利益		1,591	
少数株主利益	174	103	351
中間純利益	948	1,488	2,491

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	24,167	34,167	24,167
当中間期変動額			
新株の発行	10,000	-	10,000
当中間期変動額合計	10,000	-	10,000
当中間期末残高	34,167	34,167	34,167
資本剰余金			
前期末残高	19,775	29,773	19,775
当中間期変動額			
新株の発行	10,000	-	10,000
自己株式の処分	0	0	2
当中間期変動額合計	9,999	0	9,997
当中間期末残高	29,774	29,772	29,773
利益剰余金			
前期末残高	1,645	3,745	1,645
当中間期変動額			
剰余金の配当	428	592	428
中間純利益	948	1,488	2,491
土地再評価差額金の取崩	1	3	37
当中間期変動額合計	518	892	2,100
当中間期末残高	2,164	4,637	3,745
自己株式			
前期末残高	2,665	2,695	2,665
当中間期変動額			
自己株式の取得	2	5	35
自己株式の処分	1	1	5
当中間期変動額合計	1	4	30
当中間期末残高	2,666	2,699	2,695
株主資本合計			
前期末残高	42,923	64,991	42,923
当中間期変動額			
新株の発行	20,000	-	20,000
剰余金の配当	428	592	428
中間純利益	948	1,488	2,491
自己株式の取得	2	5	35
自己株式の処分	0	0	2
土地再評価差額金の取崩	1	3	37
当中間期変動額合計	20,516	887	22,067
当中間期末残高	63,440	65,878	64,991
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	4,323	1,020	4,323
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,804	787	5,344
当中間期変動額合計	5,804	787	5,344
当中間期末残高	1,481	233	1,020

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	277	205	277
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26	277	71
当中間期変動額合計	26	277	71
当中間期末残高	251	483	205
土地再評価差額金			
前期末残高	318	280	318
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	1	3	37
当中間期変動額合計	1	3	37
当中間期末残高	319	284	280
評価・換算差額等合計			
前期末残高	4,282	1,095	4,282
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	1	3	37
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,830	1,064	5,415
当中間期変動額合計	5,832	1,061	5,378
当中間期末残高	1,549	34	1,095
新株予約権			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	13	-
当中間期変動額合計	-	13	-
当中間期末残高	-	13	-
少数株主持分			
前期末残高	8,074	8,075	8,074
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	7,564	0
当中間期変動額合計	0	7,564	0
当中間期末残高	8,073	510	8,075
純資産合計			
前期末残高	46,715	74,162	46,715
当中間期変動額			
新株の発行	20,000	-	20,000
剰余金の配当	428	592	428
中間純利益	948	1,488	2,491
自己株式の取得	2	5	35
自己株式の処分	0	0	2
土地再評価差額金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,830	8,616	5,416
当中間期変動額合計	26,348	7,725	27,446
当中間期末残高	73,064	66,437	74,162

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	1,830	2,243	3,843
減価償却費	689	726	1,480
減損損失	-	-	70
負ののれん発生益	-	474	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	225	-
持分法による投資損益（は益）	0	-	-
貸倒引当金の増減（）	1,609	474	2,183
賞与引当金の増減額（は減少）	270	24	294
退職給付引当金の増減額（は減少）	28	602	118
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	36	280	72
睡眠預金払戻損失引当金の増減（）	129	69	73
偶発損失引当金の増減（）	2	38	9
利息返還損失引当金の増減額（は減少）	2	31	38
資金運用収益	17,778	16,196	33,681
資金調達費用	2,382	1,719	4,058
有価証券関係損益（）	306	530	1,490
金銭の信託の運用損益（は運用益）	77	53	98
為替差損益（は益）	13	15	2
固定資産処分損益（は益）	37	6	100
貸出金の純増（）減	14,648	4,019	17,373
預金の純増減（）	20,473	15,716	22,754
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	5,000	-	9,000
預け金（日銀預け金を除く）の純増（）減	90	9,022	25
コールローン等の純増（）減	43,628	12,746	4,931
外国為替（資産）の純増（）減	104	73	347
外国為替（負債）の純増減（）	98	15	1
資金運用による収入	15,787	16,105	31,930
資金調達による支出	3,643	1,675	4,826
その他	264	747	52
小計	74,496	17,811	34,708
法人税等の還付額	2	94	2
法人税等の支払額	44	172	44
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,454	17,732	34,665
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	417,484	1,025,935	997,722
有価証券の売却による収入	33,035	697,284	341,829
有価証券の償還による収入	295,191	304,902	604,539
金銭の信託の減少による収入	-	-	77
有形固定資産の取得による支出	1,036	232	1,362
無形固定資産の取得による支出	343	583	1,047
有形固定資産の売却による収入	11	49	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	90,625	24,514	53,657
財務活動によるキャッシュ・フロー			
少数株主への払戻による支出	-	7,177	-
株式の発行による収入	19,962	-	19,911
劣後特約付社債の発行による収入	-	9,932	-
配当金の支払額	428	592	428
少数株主への配当金の支払額	175	10	350
自己株式の取得による支出	2	5	35
自己株式の売却による収入	0	0	2
リース債務の返済による支出	30	12	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,325	2,134	19,053

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	13	15	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,141	4,663	60
現金及び現金同等物の期首残高	36,655	36,716	36,655
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 39,797	1 32,052	1 36,716

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社みちのくサービスセンター 株式会社みちのくオフィスサービス みち銀総合管理株式会社 みちのく信用保証株式会社 みちのくカード株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 会社名 株式会社みちのくオフィスサービス みち銀総合管理株式会社 みちのく信用保証株式会社 みちのくカード株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited なお、株式会社みちのくサービスセンターは平成22年7月1日に当行へ吸収合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社みちのくサービスセンター 株式会社みちのくオフィスサービス みち銀総合管理株式会社 みちのく信用保証株式会社 みちのくカード株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 みちのくキャピタル株式会社</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 なお、みちのくキャピタル株式会社は平成22年3月12日に清算しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 5社 1月24日 1社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited は3月末日より1月24日に決算日を変更しております。</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しておりますが、Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedは3月末日に仮決算を行い、仮決算の財務諸表により連結しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~50年 その他 : 2年~20年	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~50年 動産 : 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 同左</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権(以下「破綻懸念先」という。)については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権(以下「破綻懸念先」という。)については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,290百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p>	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,015百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,468百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 当行は、平成22年 6月 24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入することを決議（以下「同決議」という。）いたしました。 同決議により、役員退職慰労金の打ち切り支給を行い、連結会計年度末に計上されていた役員退職慰労引当金を、同決議日において取崩しております。なお、打ち切り支給は役員が実際に退任するまで留保されるため、取崩された役員退職慰労引当金は、同決議日においてその他負債へ振替計上しております。</p> <p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(14)重要なヘッジ会計の処理方法 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。 当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。</p> <p>(16)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(14)重要なヘッジ会計の処理方法 同左</p> <p>(15)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p> <p>(16)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(13) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(14)重要なヘッジ会計の処理方法 同左</p> <p>(16)消費税等の会計処理 同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。</p>		<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は6百万円減少、税金等調整前中間純利益は232百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は340百万円であります。</p> <p>(企業結合に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は31百万円増加、繰延税金資産は12百万円減少、その他有価証券評価差額金は18百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ20百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計年 期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計年 期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
	(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

[次へ](#)

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式17百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,102百万円、延滞債権額は52,943百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,581百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,628百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,921百万円、延滞債権額は45,817百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は316百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,340百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,395百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,301百万円、延滞債権額は45,625百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,674百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,600百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,704百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,639百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 33,564百万円 貸出金 6,250百万円 現金 32百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,871百万円 借入金 4,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券53,341百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち、保証金は552百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、226,121百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が223,221百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,315百万円です。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,700百万円です。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,929百万円 現金 32百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,121百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,398百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち、保証金は475百万円です。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、215,044百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が212,744百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,820百万円です。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、730百万円です。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 33,237百万円 現金 32百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,866百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券54,007百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち、保証金は479百万円です。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、224,997百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が222,697百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,496百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,584百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,704百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 15,370百万円</p> <p>12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債25,000百万円であります。</p>	<p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,444百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,967百万円</p> <p>12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,645百万円であります。	14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,765百万円であります。	14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,240百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)								
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却 8 百万円、貸倒引当金繰入額1,983百万円、株式等売却損847百万円、株式等償却197百万円及び連結子会社のその他資産の売却費用920百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却 3 百万円、貸倒引当金繰入額839百万円及び株式等償却399百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却 2,244百万円、株式等売却損898百万円及び株式等償却306百万円を含んでおります。</p> <p>2 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額70百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="957 792 1361 907"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、原則として個々の営業店をグループの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグループングをしております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	青森県内	遊休資産	土地・建物	70
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)							
青森県内	遊休資産	土地・建物	70							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

株式の種類	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895			150,895	
A種優先株式		40,000		40,000	(注)1
合計	150,895	40,000		190,895	
自己株式					
普通株式	8,024	13	3	8,034	(注)2
A種優先株式					
合計	8,024	13	3	8,034	

(注)1 A種優先株式の発行済株式40,000千株の増加は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 普通株式の自己株式の増加13千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	428	3.0	平成21年3月31日	平成21年6月26日

当中間連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	-	-	150,895	
A種優先株式	40,000	-	-	40,000	
合計	150,895	-	-	190,895	
自己株式					
普通株式	8,210	29	3	8,235	(注)
A種優先株式	-	-	-	-	
合計	8,210	29	3	8,235	

(注) 普通株式の自己株式の増加29千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権					13		
合計						13		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	428	3.000	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	164	4.109	平成22年3月31日	平成22年6月25日

前連結会計年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895			150,895	
A種優先株式		40,000		40,000	(注) 1
合計	150,895	40,000		190,895	
自己株式					
普通株式	8,024	201	16	8,210	(注) 2
A種優先株式					
合計	8,024	201	16	8,210	

- (注) 1. A種優先株式の発行済株式40,000千株の増加は、第三者割当による新株の発行による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の増加201千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少16千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	428	3.0	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	428	その他 利益剰余金	3.000	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	164	その他 利益剰余金	4.109	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年 9月30日現在 現金預け金勘定 50,353百万円 定期預け金 10,000百万円 その他 556百万円 現金及び現金同等物 39,797百万円	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年 9月30日現在 現金預け金勘定 33,521百万円 定期預け金 1,000百万円 その他 468百万円 現金及び現金同等物 32,052百万円	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年 3月31日現在 現金預け金勘定 47,207百万円 定期預け金 10,000百万円 その他 491百万円 現金及び現金同等物 36,716百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 営業用店舗建物のうち1ヶ店(国道支店)であります。 (イ) 無形固定資産 該当ございません。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,409百万円 無形固定資産 1,914百万円 合計 3,323百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,132百万円 無形固定資産 1,568百万円 合計 2,701百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 276百万円 無形固定資産 346百万円 合計 622百万円</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 975百万円 無形固定資産 957百万円 合計 1,932百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 861百万円 無形固定資産 809百万円 合計 1,671百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 113百万円 無形固定資産 147百万円 合計 261百万円</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,219百万円 無形固定資産 1,415百万円 合計 2,634百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,033百万円 無形固定資産 1,189百万円 合計 2,222百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 186百万円 無形固定資産 225百万円 合計 411百万円</p>
<p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 393百万円 1年超 284百万円 合計 678百万円</p>	<p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 198百万円 1年超 86百万円 合計 284百万円</p>	<p>・未経過リース料連結会計年度末残高相当額 1年内 303百万円 1年超 145百万円 合計 448百万円</p>
<p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 269百万円 減価償却費相当額 235百万円 支払利息相当額 15百万円</p>	<p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 170百万円 減価償却費相当額 150百万円 支払利息相当額 7百万円</p>	<p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 510百万円 減価償却費相当額 446百万円 支払利息相当額 26百万円</p>
<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	33,521	33,521	
(2)コールローン及び買入手形	114,833	114,833	
(3)買入金銭債権(1)	7,158	7,158	
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	190	190	
(5)金銭の信託	20,048	20,048	
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	5,764	5,807	43
その他有価証券	400,894	400,894	
(7)貸出金	1,239,986		
貸倒引当金(1)	30,129		
	1,209,857	1,241,931	32,073
資産計	1,792,268	1,824,385	32,116
(1)預金	1,754,201	1,757,590	3,389
(2)社債	25,000	25,016	16
負債計	1,779,201	1,782,606	3,405
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	129	129	
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,302)	(1,302)	
デリバティブ取引計	(1,173)	(1,173)	

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (3) 中間連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元金金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,165百万円増加、「繰延税金資産」は114百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,050百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。なお、固定金利から変動金利に移行する（ステップアップ）までの残存期間が短期間（１年以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）であり、取引所の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)(2)	2,544
組合出資金(3)	709
合計	3,253

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

前連結会計年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境等の変動等により時価の変動等を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（以下、「ALM」という。）を行っております。このようなALMの一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク（市場リスク）に晒されております。

コールマネー、借入金及び社債については、金利・市場価格の変動リスク（市場リスク）に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。繰延ヘッジを行うにあたっては「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）等に基づいて、ヘッジ基本方針やヘッジ有効性の評価方法等を行内規程として定めております。当連結会計年度においてヘッジ会計を適用したヘッジ対象はその他有価証券であり、ヘッジ手段は金利スワップであります。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

また、区分して処理することが適当と認められる複合金融商品の組込デリバティブについては、現物の金融資産と区分処理して時価評価することとしております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利・為替・市場価格の変動リスク（市場リスク）及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

「融資の基本理念（クレジット・ポリシー）」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、半期毎に「信用リスク資本配賦額管理方針」にて投融資限度額を定め、これを超過することが見込まれる場合、すべて取締役会の決議事項とするなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「グループ等重点債権先管理手続」を定めており、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、取締役会、経営会議に現況を報告のうえ、今後の取引方針を個社またはグループ先別に決定する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部・融資部により行われ、定期的に取締役会、経営会議へ報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（金利・為替・市場価格の変動リスク）の管理

市場リスク管理について「市場リスク管理規程」に則り、年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスクの高度化に継続して取り組むなど、牽制機能を発揮できる管理体制を構築しております。具体的には、市場取引（デリバティブ取引を含む）に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）を市場金融部、勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を市場国際管理部に分離するとともに、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部署（ミドルオフィス）をリスク統括部として相互牽制する体制としております。

リスク統括部では、半期毎にリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントを設定し、日次でモニタリングを行っており、定期的にリスク量の状況について取締役会、経営会議に報告しております。

また、有価証券投資については、「ALM管理規程」及び「市場ポートフォリオ基本規程」等に則り、定期的に投融資方針が策定され、ALM部会において資産負債構造の最適化に関する協議や許容リスクの範囲内において、経営の健全性維持と収益性向上の実現に向けた議論が行われております。

流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金ALM管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的に取締役会、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	47,207	47,207	
(2)コールローン及び買入手形	101,703	101,703	
(3)買入金銭債権（ 1 ）	7,541	7,541	
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	178	178	
(5)金銭の信託	19,995	19,995	
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	5,239	5,255	15
その他有価証券	420,395	420,395	
(7)貸出金	1,244,005		
貸倒引当金（ 1 ）	29,696		
	1,214,309	1,240,762	26,452
資産計	1,816,572	1,843,040	26,468
(1)預金	1,738,484	1,741,864	3,380
(2)社債	15,000	15,000	
負債計	1,753,484	1,756,864	3,380
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	52	52	
ヘッジ会計が適用されているもの	(905)	(905)	
デリバティブ取引計	(852)	(852)	

- （ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- （ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。
- （ 3 ） 連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,515百万円増加、「繰延税金資産」は646百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,868百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、固定金利から変動金利に移行する（ステップアップ）までの残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）であり、取引所の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)(2)	2,740
組合出資金(3)	872
合計	3,613

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 当連結会計年度において、非上場株式について85百万円減損処理を行っております。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	13,702				
コールローン及び買入手形	101,703				
買入金銭債権		79	1,023	760	3,834
有価証券(1)	146,296	36,775	38,717	109,725	65,825
満期保有目的の債券	3,200	700	1,270	70	
うち国債	2,000				
うち社債	1,200	700	1,270	70	
その他有価証券のうち満期があるもの	143,096	36,075	37,447	109,655	65,825
うち国債	135,000		367	82,500	42,500
うち地方債	4,269	10,354	16,307	19,491	14,509
うち社債	3,826	25,220	15,946	5,618	8,816
その他		500	4,827	2,045	
貸出金(2)	200,172	111,539	140,059	84,601	600,961
合計	461,875	148,393	179,800	195,087	670,620

- (1) 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
- (2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない147,592百万円、期間の定めのないもの59,080百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金()	1,544,863	141,472	52,148	0	
社債				15,000	
合計	1,544,863	141,472	52,148	15,000	

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

[前△](#) [次△](#)

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」に含まれている貸付債権信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,999	2,010	10

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	10,858	10,579	279
債券	416,720	421,939	5,218
国債	267,579	269,354	1,774
地方債	77,903	79,593	1,689
短期社債			
社債	71,237	72,992	1,754
その他	27,458	24,958	2,499
合計	455,037	457,477	2,439

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて112百万円(うち株式112百万円)を減損処理しております。また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格の一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,544百万円増加、「繰延税金資産」は960百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,584百万円増加しております。

なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,645
その他有価証券	
非上場株式	2,554
非上場外国証券	184
貸付債権信託受益権	5,433
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	876
関連会社株式	17

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債			
	社債	2,645	2,690	45
	小計	2,645	2,690	45
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,999	1,998	1
	社債	1,120	1,118	1
	小計	3,119	3,117	2
合計		5,764	5,807	43

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,787	2,416	370
	債券	222,591	218,292	4,298
	国債	113,686	112,430	1,255
	地方債	60,010	57,957	2,053
	社債	48,894	47,904	989
	その他	13,412	13,032	379
	小計	238,790	233,741	5,049
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,877	7,735	1,858
	債券	145,454	145,466	12
	国債	144,977	144,989	12
	地方債			
	社債	477	477	0
	その他	15,911	18,733	2,822
	小計	167,243	171,936	4,693
合計		406,034	405,677	356

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、397百万円（うち株式397百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	2

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	1,999	2,005	5
	社債	1,570	1,593	23
	小計	3,569	3,598	28
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	1,670	1,656	13
	小計	1,670	1,656	13
合計		5,239	5,255	15

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,475	3,632	842
	債券	196,835	192,451	4,383
	国債	76,555	75,353	1,201
	地方債	64,451	62,655	1,796
	社債	55,828	54,442	1,385
	その他	10,980	10,612	368
	小計	212,291	206,696	5,594
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,114	6,354	1,239
	債券	197,318	197,625	307
	国債	190,240	190,533	292
	地方債	2,186	2,190	3
	社債	4,890	4,902	11
	その他	11,394	13,783	2,388
	小計	213,826	217,763	3,936
合計		426,118	424,459	1,658

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,947	736	898
債券	296,262	1,897	319
国債	231,195	907	312
地方債	32,405	569	-
社債	32,660	419	7
その他	7,611	904	-
合計	310,822	3,538	1,218

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて221百万円(うち株式221百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）
該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）
該当ありません。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	19,995	6

- 2 満期保有目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年3月31日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,441
その他有価証券	2,441
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	960
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,481
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,481

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	348
その他有価証券	348
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	114
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	233
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	233

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,667
その他有価証券	1,667
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	646
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,020
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,020

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	104	104
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	45,163	876	141
合計			981	246

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション評価計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	62	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	129	129
合計				129	129

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	71		0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 支払固定・ 受取変動	その他有価証券 (地方債)	41,223	41,223	1,302
合計					1,302

(注) 1 ヘッジ会計の方法については、「「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」(14)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	53	53
合計				53	53

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	46		0	0
	買建	9		0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 支払固定・ 受取変動	その他有価証券 (地方債)	43,193	43,193	905
合計					905

(注) 1 ヘッジ会計の方法については、「「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」(14)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)
該当ありません。

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 13百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したStock・オプションの内容

	平成22年Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6、当行執行役員5
株式の種類別のStock・オプションの付与数(注1)	普通株式 312,000株
付与日	平成22年7月9日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年7月10日～平成47年7月9日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	173円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。
2 1株あたりに換算して記載しております。

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)
該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注)	340百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-百万円
その他増減額(は減少)	3百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>344百万円</u>

(注) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は、銀行業以外に一部でクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年 3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年 3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,094	6,483	3,044	391	23,013

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	314.92	321.84	321.85
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	6.64	10.43	16.29
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純 利益金額	円	6.62	6.02	12.94

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	948	1,488	2,491
普通株主に 帰属しない金額	百万円	-	-	164
うち定時株主総会決 議による優先配当額	百万円	-	-	164
うち中間優先配当額	百万円	-	-	-
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	948	1,488	2,326
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	142,862	142,666	142,813
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益 調整額	百万円	-	-	164
うち優先配当額	百万円	-	-	164
普通株式増加数	千株	542	104,346	49,739
うち優先株式	千株	542	104,275	49,739
うち新株予約権	千株	-	71	-
希薄化効果を有しない ため、潜在株式調整 後1株当たり中間(当 期)純利益金額の算 定に含めなかった潜 在株式の概要	千株	-	-	-

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	73,064	66,437	74,162
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	28,073	20,523	28,239
うち優先株式の払込 金額	百万円	20,000	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	-	-	164
うち新株予約権	百万円	-	13	-
うち少数株主持分	百万円	8,073	510	8,075
普通株式に係る中間 期(当期)末の純資 産額	百万円	44,990	45,913	45,923
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 中間期(当期)末の 普通株式の数	千株	142,860	142,659	142,685

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(劣後特約付社債の発行)</p> <p>当行は、平成22年11月9日に劣後特約付社債5,000百万円を発行しております。劣後特約付社債の概要は下記のとおりであります。</p> <p>(1) 社債の種類 第3回劣後特約付社債</p> <p>(2) 発行価額 額面100円につき100円</p> <p>(3) 発行総額 5,000百万円</p> <p>(4) 利率 平成22年11月10日から平成27年11月9日まで 年1.83% 平成27年11月10日以降 6ヶ月 ユーロ円Libor + 2.78%</p> <p>(5) 償還方法 期日一括返済</p> <p>(6) 償還期限 平成32年11月9日。ただし、平成27年11月29日以降に到来する利払期日に、金融庁の承認を得たうえで期限前償還することができる。</p> <p>(7) 担保の内容 該当ありません。</p> <p>(8) 資金の用途 貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であります。</p> <p>(劣後特約付社債の繰上償還)</p> <p>当行は、平成22年11月12日開催の取締役会において、金利ステップアップ期限が到来する劣後特約付社債15,000百万円を期限前繰上償還することを決議いたしました。</p> <p>(1) 償還する社債の種類・銘柄・償還額 第1回劣後特約付社債 (平成17年12月22日発行) 総額15,000百万円 額面100円につき100円</p> <p>(2) 償還の方法・時期、償還資金 期限前繰上償還 (平成22年12月22日) 自己資金による 劣後特約付社債の繰上償還による連結財務諸表への影響は、軽微であります。</p>	

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	10,588	10,310
資金運用収益	7,827	7,973
(うち貸出金利息)	6,900	6,577
(うち有価証券利息配当金)	886	1,355
役務取引等収益	1,489	1,520
その他業務収益	363	732
その他経常収益	907	84
経常費用	10,085	9,344
資金調達費用	1,129	840
(うち預金利息)	935	630
役務取引等費用	868	854
その他業務費用	22	1,130
営業経費	6,500	6,197
その他経常費用	1,156	1,322
経常利益	502	966
特別利益	45	549
固定資産処分益	0	28
償却債権取立益	45	45
負ののれん発生益	-	474
特別損失	16	13
固定資産処分損	16	13
税金等調整前四半期純利益	532	1,501
法人税、住民税及び事業税	29	67
法人税等調整額	320	568
法人税等合計	349	636
少数株主損益調整前四半期純利益		1,640
少数株主利益	87	15
四半期純利益	95	849

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1 その他経常費用には、貸出金償却2百万円、貸倒引当金繰入額319百万円及び株式等償却112百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸出金償却1百万円、貸倒引当金繰入額131百万円及び株式等償却96百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	50,353	33,521	47,206
コールローン	63,491	114,833	101,703
買入金銭債権	5,882	5,723	6,180
商品有価証券	198	190	178
金銭の信託	19,906	20,048	19,995
有価証券	1, 8, 14 469,175	1, 8, 14 412,519	1, 8, 14 431,684
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,244,636	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,238,344	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,242,176
外国為替	6 534	6 1,059	6 986
その他資産	8 24,463	8 84,493	8 5,326
有形固定資産	10, 11 13,524	10, 11 13,230	10, 11 13,185
無形固定資産	1,623	2,362	2,103
繰延税金資産	12,273	12,547	12,207
支払承諾見返	12,506	11,189	11,947
貸倒引当金	29,428	26,324	25,807
資産の部合計	1,889,141	1,923,739	1,869,074
負債の部			
預金	8 1,742,688	8 1,761,872	8 1,745,210
借入金	12 14,300	12 2,520	12 10,300
外国為替	116	4	19
社債	13 15,000	13 25,000	13 15,000
その他負債	25,743	45,008	6,977
未払法人税等	89	109	115
リース債務	1,085	1,057	1,070
資産除去債務		344	
その他の負債	24,568	43,497	5,791
賞与引当金	905	913	881
退職給付引当金	10,159	9,410	10,012
役員退職慰労引当金	244	-	280
睡眠預金払戻損失引当金	540	673	743
偶発損失引当金	326	276	314
再評価に係る繰延税金負債	10 877	10 851	10 851
支払承諾	12,506	11,189	11,947
負債の部合計	1,823,407	1,857,719	1,802,537
純資産の部			
資本金	34,167	34,167	34,167
資本剰余金	29,774	29,772	29,773
資本準備金	19,167	19,167	19,167
その他資本剰余金	10,606	10,604	10,605
利益剰余金	2,908	4,731	4,195
利益準備金	85	204	85
その他利益剰余金	2,822	4,527	4,109
繰越利益剰余金	2,822	4,527	4,109
自己株式	2,666	2,699	2,695
株主資本合計	64,184	65,972	65,441
その他有価証券評価差額金	1,481	233	1,020
繰延ヘッジ損益	251	483	205
土地再評価差額金	10 319	10 284	10 280
評価・換算差額等合計	1,549	34	1,095
新株予約権	-	13	-
純資産の部合計	65,733	66,020	66,537
負債及び純資産の部合計	1,889,141	1,923,739	1,869,074

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	21,916	22,450	42,619
資金運用収益	17,606	16,087	33,336
(うち貸出金利息)	13,735	12,941	27,068
(うち有価証券利息配当金)	3,771	3,060	6,086
役務取引等収益	2,508	2,631	4,982
その他業務収益	408	3,554	1,945
その他経常収益	1,393	177	2,354
経常費用	20,495	20,890	39,604
資金調達費用	2,566	1,826	4,425
(うち預金利息)	1,938	1,342	3,563
役務取引等費用	2,035	1,899	4,090
その他業務費用	319	3,544	1,262
営業経費	1 12,498	1 12,362	1 25,136
その他経常費用	2 3,074	2 1,256	2 4,689
経常利益	1,421	1,560	3,014
特別利益	86	220	220
固定資産処分益	0	28	0
償却債権取立益	86	63	220
抱合せ株式消滅差益	-	128	-
特別損失	37	247	182
固定資産処分損	37	21	112
減損損失	3 -	3 -	3 70
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	225	-
税引前中間純利益	1,470	1,534	3,052
法人税、住民税及び事業税	19	20	29
法人税等調整額	657	381	979
法人税等合計	676	402	1,009
中間純利益	793	1,131	2,042

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	24,167	34,167	24,167
当中間期変動額			
新株の発行	10,000	-	10,000
当中間期変動額合計	10,000	-	10,000
当中間期末残高	34,167	34,167	34,167
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	19,775	19,167	19,775
当中間期変動額			
新株の発行	10,000	-	10,000
資本準備金の取崩	10,607	-	10,607
当中間期変動額合計	607	-	607
当中間期末残高	19,167	19,167	19,167
その他資本剰余金			
前期末残高	-	10,605	-
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	10,607	-	10,607
自己株式の処分	0	0	2
当中間期変動額合計	10,606	0	10,605
当中間期末残高	10,606	10,604	10,605
資本剰余金合計			
前期末残高	19,775	29,773	19,775
当中間期変動額			
新株の発行	10,000	-	10,000
資本準備金の取崩	-	-	-
自己株式の処分	0	0	2
当中間期変動額合計	9,999	0	9,997
当中間期末残高	29,774	29,772	29,773
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	4,392	85	4,392
当中間期変動額			
利益準備金の取崩	4,392	-	4,392
利益準備金の積立	85	118	85
当中間期変動額合計	4,306	118	4,306
当中間期末残高	85	204	85
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	23,910	-	23,910
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	23,910	-	23,910
当中間期変動額合計	23,910	-	23,910
当中間期末残高	-	-	-

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	25,759	4,109	25,759
当中間期変動額			
剰余金の配当	428	592	428
利益準備金の取崩	4,392	-	4,392
利益準備金の積立	85	118	85
別途積立金の取崩	23,910	-	23,910
中間純利益	793	1,131	2,042
土地再評価差額金の取崩	1	3	37
当中間期変動額合計	28,581	417	29,869
当中間期末残高	2,822	4,527	4,109
利益剰余金合計			
前期末残高	2,543	4,195	2,543
当中間期変動額			
剰余金の配当	428	592	428
利益準備金の取崩	-	-	-
利益準備金の積立	-	-	-
別途積立金の取崩	-	-	-
中間純利益	793	1,131	2,042
土地再評価差額金の取崩	1	3	37
当中間期変動額合計	364	535	1,651
当中間期末残高	2,908	4,731	4,195
自己株式			
前期末残高	2,665	2,695	2,665
当中間期変動額			
自己株式の取得	2	5	35
自己株式の処分	1	1	5
当中間期変動額合計	1	4	30
当中間期末残高	2,666	2,699	2,695
株主資本合計			
前期末残高	43,822	65,441	43,822
当中間期変動額			
新株の発行	20,000	-	20,000
剰余金の配当	428	592	428
中間純利益	793	1,131	2,042
自己株式の取得	2	5	35
自己株式の処分	0	0	2
土地再評価差額金の取崩	1	3	37
当中間期変動額合計	20,362	531	21,619
当中間期末残高	64,184	65,972	65,441

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	4,323	1,020	4,323
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,804	787	5,344
当中間期変動額合計	5,804	787	5,344
当中間期末残高	1,481	233	1,020
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	277	205	277
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26	277	71
当中間期変動額合計	26	277	71
当中間期末残高	251	483	205
土地再評価差額金			
前期末残高	318	280	318
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	1	3	37
当中間期変動額合計	1	3	37
当中間期末残高	319	284	280
評価・換算差額等合計			
前期末残高	4,282	1,095	4,282
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	1	3	37
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,830	1,064	5,415
当中間期変動額合計	5,832	1,061	5,378
当中間期末残高	1,549	34	1,095
新株予約権			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	13	-
当中間期変動額合計	-	13	-
当中間期末残高	-	13	-
純資産合計			
前期末残高	39,539	66,537	39,539
当中間期変動額			
新株の発行	20,000	-	20,000
剰余金の配当	428	592	428
中間純利益	793	1,131	2,042
自己株式の取得	2	5	35
自己株式の処分	0	0	2
土地再評価差額金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,830	1,051	5,415
当中間期変動額合計	26,194	516	26,997
当中間期末残高	65,733	66,020	66,537

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,290百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,015百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,468百万円であります。

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理 (会計方針の変更) 当事業年度末から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3) (企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>		<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 当行は、平成22年 6月 24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入することを決議(以下「同決議」という。)いたしました。 同決議により、役員退職慰労金の打ち切り支給を行い、事業年度末に計上されていた役員退職慰労引当金を、同決議日において取崩しております。 なお、打ち切り支給は役員が実際に退任するまで留保されるため、取崩された役員退職慰労引当金は、同決議日においてその他の負債へ振替計上しております。</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左</p>
	<p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 偶発損失引当金 同左</p>	<p>(6) 偶発損失引当金 同左</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
7 リース取引の処理 方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。 当行は、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。	同左	同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は6百万円減少、税引前中間純利益は232百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は340百万円であります。</p> <p>(企業結合に関する会計基準) 当中間会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は31百万円増加、繰延税金資産は12百万円減少、その他有価証券評価差額金は18百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ20百万円増加しております。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,544百万円増加、「繰延税金資産」は960百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,584百万円増加しております。</p> <p>なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>		

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 関係会社の株式総額 4,438百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,803百万円、延滞債権額は51,684百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は891百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 4,431百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,622百万円、延滞債権額は44,949百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は316百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,186百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 4,436百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,049百万円、延滞債権額は44,563百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は990百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																						
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は57,379百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,704百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、5,639百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>33,564百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>6,250百万円</td></tr> <tr><td>現金</td><td>32百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>5,871百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>4,000百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券53,341百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、552百万円であります。</p>	有価証券	33,564百万円	貸出金	6,250百万円	現金	32百万円	預金	5,871百万円	借入金	4,000百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,074百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,315百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、5,700百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>32,929百万円</td></tr> <tr><td>現金</td><td>32百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>6,121百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,398百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、475百万円であります。</p>	有価証券	32,929百万円	現金	32百万円	預金	6,121百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,602百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,820百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、730百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>33,237百万円</td></tr> <tr><td>現金</td><td>32百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>5,866百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券54,007百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は479百万円であります。</p>	有価証券	33,237百万円	現金	32百万円	預金	5,866百万円
有価証券	33,564百万円																							
貸出金	6,250百万円																							
現金	32百万円																							
預金	5,871百万円																							
借入金	4,000百万円																							
有価証券	32,929百万円																							
現金	32百万円																							
預金	6,121百万円																							
有価証券	33,237百万円																							
現金	32百万円																							
預金	5,866百万円																							

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、206,402百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が203,502百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、203,876百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が201,576百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、206,305百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が204,005百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p style="text-align: right;">1,496百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,362百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,300百万円が含まれておりません。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,645百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p style="text-align: right;">1,704百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 15,365百万円</p> <p>12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,520百万円であります。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債25,000百万円であります。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,765百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p style="text-align: right;">1,444百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 14,472百万円</p> <p>12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,300百万円であります。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,240百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)								
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 455百万円 無形固定資産 226百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却 2百万円、貸倒引当金繰入額 1,693百万円、株式等売却損847百万円及び株式等償却197百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 439百万円 無形固定資産 281百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額639百万円及び株式等償却399百万円を含んでおります。</p>	<p>2 その他の経常費用には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額285百万円及び債権売却損10百万円を含んでおります。</p> <p>3 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額70百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="981 940 1353 1093"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	青森県内	遊休資産	土地・建物	70
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)							
青森県内	遊休資産	土地・建物	70							

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,024	13	3	8,034	(注)
A種優先株式					
合計	8,024	13	3	8,034	

(注) 普通株式の自己株式の増加13千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,210	29	3	8,235	(注)
A種優先株式					
合計	8,210	29	3	8,235	

(注) 普通株式の自己株式の増加29千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,024	201	16	8,210	(注)
A種優先株式					
合計	8,024	201	16	8,210	

(注) 普通株式の自己株式の増加201千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少16千株は単元未満株式の買増による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																																																										
<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 営業用店舗建物のうち1ヶ店(国道支店)であります。 (イ) 無形固定資産 該当ございません。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																																																										
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,390百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,893百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,284百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,118百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,553百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,672百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>271百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>340百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>611百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>387百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>279百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>667百万円</td></tr> </table> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>264百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>231百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>15百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	有形固定資産	1,390百万円	無形固定資産	1,893百万円	合計	3,284百万円	有形固定資産	1,118百万円	無形固定資産	1,553百万円	合計	2,672百万円	有形固定資産	271百万円	無形固定資産	340百万円	合計	611百万円	1年内	387百万円	1年超	279百万円	合計	667百万円	支払リース料	264百万円	減価償却費相当額	231百万円	支払利息相当額	15百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>968百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>940百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,909百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>857百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>795百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,652百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>111百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>145百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>257百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>194百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>85百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>279百万円</td></tr> </table> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>167百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>147百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>6百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>・利息相当額の算定方法 同左</p>	有形固定資産	968百万円	無形固定資産	940百万円	合計	1,909百万円	有形固定資産	857百万円	無形固定資産	795百万円	合計	1,652百万円	有形固定資産	111百万円	無形固定資産	145百万円	合計	257百万円	1年内	194百万円	1年超	85百万円	合計	279百万円	支払リース料	167百万円	減価償却費相当額	147百万円	支払利息相当額	6百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,204百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,394百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,598百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,022百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,172百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,195百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>181百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>221百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>403百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>297百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>142百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>439百万円</td></tr> </table> <p>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>501百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>437百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>25百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>・利息相当額の算定方法 同左</p>	有形固定資産	1,204百万円	無形固定資産	1,394百万円	合計	2,598百万円	有形固定資産	1,022百万円	無形固定資産	1,172百万円	合計	2,195百万円	有形固定資産	181百万円	無形固定資産	221百万円	合計	403百万円	1年内	297百万円	1年超	142百万円	合計	439百万円	支払リース料	501百万円	減価償却費相当額	437百万円	支払利息相当額	25百万円
有形固定資産	1,390百万円																																																																																											
無形固定資産	1,893百万円																																																																																											
合計	3,284百万円																																																																																											
有形固定資産	1,118百万円																																																																																											
無形固定資産	1,553百万円																																																																																											
合計	2,672百万円																																																																																											
有形固定資産	271百万円																																																																																											
無形固定資産	340百万円																																																																																											
合計	611百万円																																																																																											
1年内	387百万円																																																																																											
1年超	279百万円																																																																																											
合計	667百万円																																																																																											
支払リース料	264百万円																																																																																											
減価償却費相当額	231百万円																																																																																											
支払利息相当額	15百万円																																																																																											
有形固定資産	968百万円																																																																																											
無形固定資産	940百万円																																																																																											
合計	1,909百万円																																																																																											
有形固定資産	857百万円																																																																																											
無形固定資産	795百万円																																																																																											
合計	1,652百万円																																																																																											
有形固定資産	111百万円																																																																																											
無形固定資産	145百万円																																																																																											
合計	257百万円																																																																																											
1年内	194百万円																																																																																											
1年超	85百万円																																																																																											
合計	279百万円																																																																																											
支払リース料	167百万円																																																																																											
減価償却費相当額	147百万円																																																																																											
支払利息相当額	6百万円																																																																																											
有形固定資産	1,204百万円																																																																																											
無形固定資産	1,394百万円																																																																																											
合計	2,598百万円																																																																																											
有形固定資産	1,022百万円																																																																																											
無形固定資産	1,172百万円																																																																																											
合計	2,195百万円																																																																																											
有形固定資産	181百万円																																																																																											
無形固定資産	221百万円																																																																																											
合計	403百万円																																																																																											
1年内	297百万円																																																																																											
1年超	142百万円																																																																																											
合計	439百万円																																																																																											
支払リース料	501百万円																																																																																											
減価償却費相当額	437百万円																																																																																											
支払利息相当額	25百万円																																																																																											

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	4,431

(注) 子会社株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載しておりません。

前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	4,436

(注) 子会社株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載しておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	340	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	百万円
その他増減額(は減少)	3	百万円
当中間会計期間末残高	<u>344</u>	<u>百万円</u>

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(劣後特約付社債の発行)</p> <p>当行は、平成22年11月9日に劣後特約付社債5,000百万円を発行しております。劣後特約付社債の概要は下記のとおりであります。</p> <p>(1) 社債の種類 第3回劣後特約付社債</p> <p>(2) 発行価額 額面100円につき100円</p> <p>(3) 発行総額 5,000百万円</p> <p>(4) 利率 平成22年11月10日から平成27年11月9日まで 年1.83% 平成27年11月10日以降 6ヶ月 ユーロ円Libor + 2.78%</p> <p>(5) 償還方法 期日一括返済</p> <p>(6) 償還期限 平成32年11月9日。ただし、平成27年11月29日以降に到来する利払期日に、金融庁の承認を得たうえで期限前償還することができる。</p> <p>(7) 担保の内容 該当ありません。</p> <p>(8) 資金の用途 貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であります。</p> <p>(劣後特約付社債の繰上償還)</p> <p>当行は、平成22年11月12日開催の取締役会において、金利ステップアップ期限が到来する劣後特約付社債15,000百万円を期限前繰上償還することを決議いたしました。</p> <p>(1) 償還する社債の種類・銘柄・償還額 第1回劣後特約付社債 (平成17年12月22日発行) 総額15,000百万円 額面100円につき100円</p> <p>(2) 償還の方法・時期、償還資金 期限前繰上償還 (平成22年12月22日) 自己資金による 劣後特約付社債の繰上償還による財務諸表への影響は、軽微であります。</p>	

4 【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社みちのく銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

株式会社みちのく銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月9日に劣後特約付社債を発行している。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月12日開催の取締役会において、劣後特約付社債を期限前繰上償還することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社みちのく銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

株式会社みちのく銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月9日に劣後特約付社債を発行している。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月12日開催の取締役会において、劣後特約付社債を期限前繰上償還することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。